

○ 山梨県の橋梁の点検結果（速報値）は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が1橋（0.05%）あり、現在、緊急措置を実施中（資料⑤参照）。また、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は7橋（0.3%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は455橋（24.2%）。

<平成28年度管理者別点検結果（橋梁）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳				
			I	II	III	IV	診断中
国土交通省	365	64					64
高速道路会社	357	63					63
山梨県 (公社含む)	1,956	311	80	145			86
市区町村	5,820	1,440	139	310	7	1	983
合計	8,498	1,878	219	455	7	1	1,196

※ H29.2月1日時点

<判定区分表>

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

○ 山梨県のトンネルの点検結果（速報値）は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0本、また、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は19本（32.3%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は19本（32.2%）

<平成28年度管理者別点検結果（道路トンネル）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳				
			I	II	III	IV	診断中
国土交通省	13	0					
高速道路会社	29	11					11
山梨県 (公社含む)	135	47	1	19			27
市区町村	32	1	0	0	1		0
合計	209	59	1	19	1	0	38

※ H29.2月1日時点

○ 山梨県の道路附属物等の点検結果（速報値）は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0施設、また、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は0施設、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は1施設（2.0%）

<平成28年度管理者別点検結果（道路附属物等）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳				
			I	II	III	IV	診断中
国土交通省	96	17					17
高速道路会社	144	32	1	1			30
山梨県 (公社含む)	183	0					
市区町村	14	0					
合計	437	49	1	1			47

※ H29.2月1日時点